

【目次】

1. 公益法人運営のワンポイントアドバイス

- 1号財産や2号財産に該当する金融資産の取崩しについて
- 収支相償、特定費用準備資金について（再掲）

1. 公益法人運営のワンポイントアドバイス

■ 1号財産や2号財産に該当する金融資産の取崩しについて

認定法施行規則第 22 条第 3 項に控除対象財産として規定する 1 号財産（公益目的保有財産）や 2 号財産（公益目的事業を行うために必要な収益事業等その他の業務又は活動の用に供する財産）に該当する金融資産の取崩しについて、御説明します。

1 号財産（公益目的保有財産）は、継続して公益目的事業の用に供するために保有する財産であり（ガイドライン I—8—(1)）、1 号財産に該当する金融資産については、原則としてこれを取崩すことなく、その果実を継続的に公益目的事業の財源に充てることを目的として保有すべきものです。しかし、コロナ禍や景気の停滞等を原因として、法人が公益目的事業を継続していく上で、当該金融資産を取り崩して事業財源に充てる以外に方法がないなど、やむを得ない場合には、当該金融資産を取り崩すことは否定されません（FAQ 問 V—4—(7)）。

2 号財産に該当する金融資産についても、原則として、これを取り崩すことなく、その果実を継続的に収益事業等や法人管理の財源に充てることを目的として保有すべきものであると考えられます。しかし、2 号財産に該当する金融資産は、管理業務に充てるために合理的な範囲内で計上されるものであるため、経営環境の変化等により、管理費等の財源が不足する場合には、例外的に取り崩して使用することも可能です（FAQ 問 V—4—(8)）。

いずれについても、取崩しを行おうとする場合には、定款等の内部規程において、取崩しに係る規程をあらかじめ整備し、当該内部規程に従い、理事会、社員総会、評議員会等の機関決定を経る必要があります。このほか、取崩し後の法人の経理的基礎を確認するため、以降の事業計画や財務の見通しについて御説明いただく場合がありますので御留意ください。

■収支相償、特定費用準備資金について（再掲）

収支相償は、公益認定法第5条第6号及び第14条に基づくものであり、公益法人が税制優遇を受ける前提となるものです。

収支相償は、公益目的事業に係る収入がその実施に要する適正な費用を償う額を超えないという基準ですが、公益法人制度等に関するよくある質問（FAQ）問V-2-(3)にも掲載しておりますとおり、単年度で必ず収支が均衡することまで求めるものではなく、中長期で収支が均衡することが確認されればよいものです。

https://www.koeki-info.go.jp/pdf_faq/05-02-03.PDF

収支相償を含む財務基準を満たす方策の1つとして、特定費用準備資金の積立てについてご紹介します。

下記リンク先、公益法人 information 令和4年6月14日付「内閣府からのお知らせ」掲載の特定費用準備資金の広報資料「特費のすすめ」をご覧ください、特定費用準備資金の活用をご検討ください。

https://www.koeki-info.go.jp/pdf/20220614_tokuhinosusume.pdf

=====
このメールマガジンは送信専用メールアドレスから配信されています。

◇新規登録・登録解除（配信停止）、バックナンバー参照はこちらから

<https://www.koeki-info.go.jp/other/mailmagazine.html>

=====
[内閣府 公益法人メールマガジン]

発行：内閣府公益認定等委員会事務局総務課広報担当

〒105-0001 東京都港区虎ノ門 3-5-1 虎ノ門 37 森ビル 12 階

TEL:03-5403-9586

Mail:koueki-seminar.s8h/アットマーク/cao.go.jp

送信の際は「/アットマーク/」を「@」に置き換えてください。

<国・都道府県公式公益法人行政総合情報サイト：公益法人 Information>

<https://www.koeki-info.go.jp/index.html>

=====
COPYRIGHT(C)2016 - 2024 Cabinet Office, Government of Japan. ALL RIGHTS RESERVED.

本メールの無断転載を禁止します。